

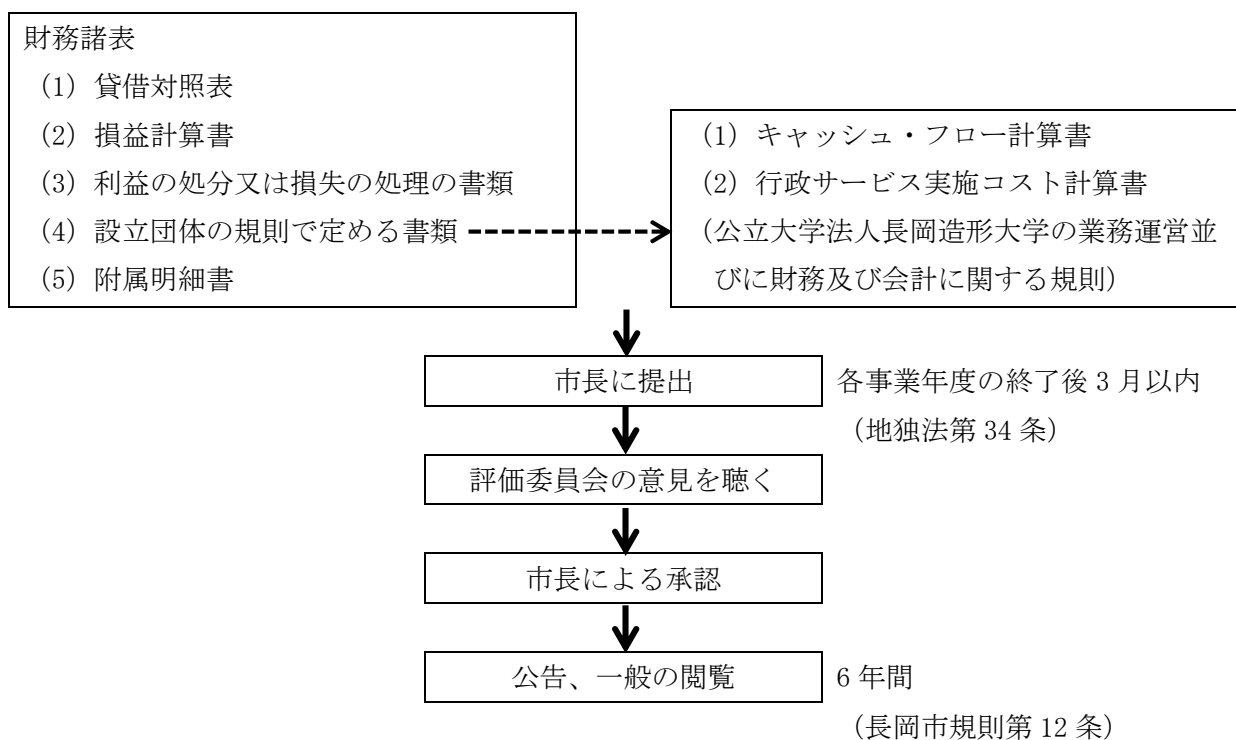
## 長岡造形大学の財務諸表等の承認手続きについて

### 1 財務諸表の承認

公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に市長に提出し、その承認を受けなければならない。（地方独立行政法人法第 34 条第 1 項）

市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第 34 条第 3 項）

市長が行う公立大学法人の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。



### 2 提出書類

- (1) 財務諸表
- (2) 事業報告書
- (3) 決算報告書
- (4) 監査報告書

### 3 財務諸表等の確認

財務諸表の承認にあたって、評価委員会の意見を聴取する前段で次の点について事務局による確認を行う。

- (1) 合規性・・・提出期限厳守、提出書類、監査報告書の考慮すべき事項など
- (2) 適正性・・・会計基準遵守、計数整合、利益処分方針など

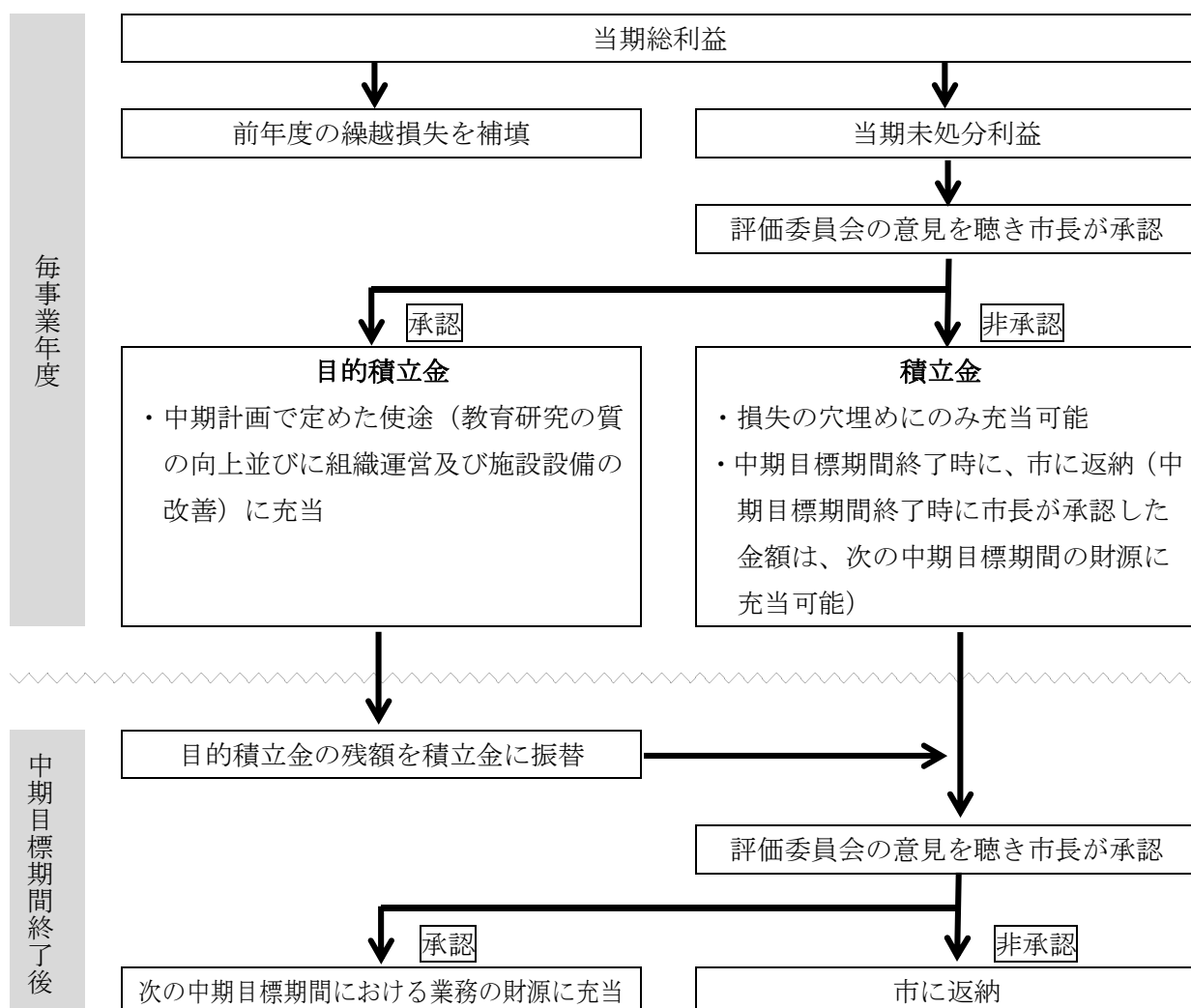
#### 4 利益処分の承認

##### (1) 利益処分の流れ

公立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。（地方独立行政法人法第40条第1項）

ただし、市長の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる。（地方独立行政法人法第40条第3項）

市長は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条第5項）



## (2) 利益処分の承認の考え方

地方独立行政法人会計基準注解第72「＜参考＞経営努力認定の考え方について」及び国立大学法人や他の公立大学法人の事例を参考に、承認の方向性を次のとおりとする。

### a 基本的事項

利益の処分において、目的積立金として整理しようとする額は、「経営努力により生じたとされる額」である。

### b 経営努力認定の考え方

#### ① 経営努力により生じると判断する剰余金

ア 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（行政サービス実施コストに定める、業務費用から控除すべき収入。以下「自己収入」という。）から生じた利益（例・・・外部資金による利益、入学検定料の増加等）

イ 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合（例・・・管理的経費の抑制等）

ウ その他公立大学法人が経営努力によることを立証した場合

#### ② 経営努力認定の基準

国立大学法人や他の公立大学法人における取扱いを参考に、以下の基準により判断することとする。

(i) 上記①のアに該当する剰余金は、経営努力によるものとする。

(ii) 上記①のイに該当する剰余金は、法人が行うべき業務を行った結果発生したものであることを確認することにより、経営努力によるものとする。

なお、行うべき業務を行ったかどうかは、評価委員会における年度評価の結果により次のとおり判断する。

※ 業務実績評価書の全体評価の結果が

「順調」「概ね順調」

・・・ 対象となる額の全額を経営努力認定する

「やや遅れている」「遅れている」

・・・ 対象となる額の全額を経営努力認定しない

#### ③ 学生収容定員を充足していない場合の取扱い

客観的な指標である学生収容定員（学部及び大学院の合計）が充足していない場合（学生収容定員に対し、在籍者が90%を下回る）、②にかかわらず、対象となる額の経営努力認定はしない。

c 剰余金の算定プロセス

上記 a、b をふまえ、剰余金の算定は以下のように行う。

①当期末処分利益 - (②自己収入[決算] - ③自己収入[予算])	= ④差額 (経営努力の認定を受ける額)
※1 (②-③) は上記 b ②の (i) の剰余金である。計算結果がマイナスの場合、0 とする	
※2 ④は上記 b ②の (ii) の剰余金である。計算結果がマイナスの場合、0 とする	



④あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「②-③」(自己収入の増) は、法人の自己収入獲得努力によるものと認め、全額を経営努力によるものとする。</li> <li>● ④については、行うべき業務を行ったかどうかについて、前述の認定基準により経営努力認定を行う。</li> </ul>
④なし	①の全額を経営努力分とする。この場合、前述の認定基準は考慮しない。

(例)

○④差額 (経営努力の認定を受ける額) ありのケース

- ・ ①当期末処分利益=4,000、②自己収入[決算]=2,500、③自己収入[予算]=1,000 の場合  
 $4,000 - (2,500 - 1,000) = 2,500$

⇒②-③ (自己収入の増) 1,500 が経営努力、④差額 (経営努力の認定を受ける額) 2,500 は評価により判定

- ・ ①当期末処分利益=2,000、②自己収入[決算]=1,000、③自己収入[予算]=2,000 の場合  
 $2,000 - (1,000 - 2,000) = 2,000$

⇒②-③ (自己収入の増) はマイナスのため0、④差額 (経営努力の認定を受ける額) 2,000 は評価により判定

○④差額 (経営努力の認定を受ける額) なしのケース

- ・ ①当期末処分利益=2,000、②自己収入[決算]=0、③自己収入[予算]=1,000 の場合  
 $2,000 - (3,000 - 1,000) = 0$

⇒④差額 (経営努力の認定を受ける額) が0のため、①当期末処分利益の全額2,000が経営努力